

江津邑智消防組合郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 江津邑智消防組合（以下「組合」という。）が執行する競争入札において、郵便の方法により入札書の提出を行わせるもの（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項について、法令、条例及び規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、当該契約に係る入札を郵便で行う旨を入札公告又は指名通知で指定した案件とする。

(入札書等の提出方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及びその他公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）で指定する書類（以下「入札書等」という。）に必要事項を記載し、記名押印した上で、次に定める方法で提出しなければならない。持参による提出は不可とする。

- (1) 郵便の種類は、一般書留又は簡易書留とすること。
 - (2) 入札書に記載する日付は、開札日とすること。
 - (3) 内封筒には入札書等を入れ、案件名、開札日及び会社名を記載し、封印すること。
 - (4) 外封筒には前号の内封筒を入れ、封筒裏面に案件名、開札日及び会社名を記載すること。
 - (5) 外封筒の表面には組合を宛名として記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- 2 提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 3 入札書等郵送後の辞退は、開札日の前日までに書面により申出を行うものとする。
- 4 郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管)

第4条 入札執行者は、入札書等が到着したときは、外封筒を開封し、内封筒の余白に外封筒の開封順に連番を記載する。

- 2 入札執行者は、連番を記載した内封筒を未開封のまま、開札日時まで施錠できる場所に厳重に保管するものとする。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書等が公告等で指定する到達期限までに到達しない入札
- (3) 同一入札について2通以上の入札書等を郵送した入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の取りやめ)

第6条 入札執行者は、指名競争入札において辞退等により入札参加者が1者となった場合には、入札執行を取りやめるものとする。

(開札及び立会い)

第7条 開札は、公告等に記載した開札日時及び場所において行う。

2 開札は、入札参加者の立ち会いのもと行う。ただし、開札に立ち会う者がいないときは、入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせて行うものとする。

3 開札に立ち会う者は、開札会場への入室の際、立会者受付簿に商号又は名称及び氏名を記入しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者(以下「同額入札者」という。)が2者以上あるときは、次の方法により落札者を決定する。

(1) 入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用の3桁以内の数字を記載する。この場合において、入札書にくじ用の数字が記載されていない場合は、「000」とみなす。

(2) 同額入札者の入札書には、第4条第1項の規定により記載した連番の順に、0、1、2、…と番号を記載する。

(3) 同額入札者の入札書に記載された第1号の数字の合計を同額入札者の数で除し、その余りの数字と前号で記載した数字が合致した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札執行者は、2回に限り再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、入札執行者は、全ての入札者に対し再度入札を行う旨及び初度入札の失格者以外の最低入札価格を通知するものとする。

(入札結果の通知)

第10条 郵便入札により落札者が決定した場合は、当該入札の落札者に対して速やかにその旨を通知する。

(入札の延期等)

第11条 管理者は、郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、次の事項について入札執行者に異議を申立てることはできないものとする。

(1) 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったこと。

(2) くじによる落札者の決定

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。